

## 担い手育成・品目横 断的経営安定対策 推進

去る10月27日、品目横断的経営安定対策の対象要件等を「大綱」という形で決定されました。農林水産省のメールマガジンで掲載されました内容並びにガイドラインを参考にして、本県の今後の取り組みについて解説しました。

### 品目横断的経営安定対策の概略

#### < 対策の内容 >

#### 諸外国との生産条件格差是正対策

- ・ 対象品目（麦、大豆、てん菜、でん粉原料用馬鈴しょ）
- ・ 過去の生産実績（面積）支払と当年の生産量、品質支払を組合せ
- ・ 支援水準は「担い手の生産コスト - 販売額」として客観的に算定（支援水準は来年夏に決定）

#### 収入の変動による影響緩和対策

- ・ 対象品目（米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用馬鈴しょ）
- ・ 当該年の減収の一定割合（9割）を積立金（拠出割合 政府3：生産者1）の範囲内で支払

#### < 対象者 >

#### 担い手

認定農業者（経営規模 都府県4ha以上）

特定農業団体又はこれと同様の要件を

#### 経営規模の特例

- ・ 中山間地域等物理的制約に応じた特例
- ・ 転作の推進に一定の役割を果たしている受託組織に対する特例
- ・ 複合経営等所得に応じた特例

#### 経営所得安定対策

< 品目横断的経営安定対策等 Q & A コーナー >

#### (1) 地域ごとの戦略の明確化

ア 地方農政局及び都道府県は、相互に連携し、地域の戦略の策定を支援。

イ 市町村、農業委員会、農協、普及指導センター等の関係機関は、地域（集落など）ごとの「担い手育成の戦略」を策定。

例えば、

- ・ 物理的特例や所得特例により、現時点で規模要件・所得要件を満たしている農業者や営農組織は、漏れなく本対策に加入するよう誘導

- ・ 麦・大豆の生産組織が存在しない地域は、生産調整特例の活用を念頭に農業者の協業化・組織化を推進

ウ 関係機関は、イの戦略に即して、働きかけの対象（ターゲット）をリストアップし、本対策の対象者要件を満たすための処方箋を作成するなどして、担い手へ誘導。

#### (2) 進捗状況の把握

都道府県及び関係機関は、各地域における、ア 周知達成度（本対策の内容がどれ

JAグループ福島県営農センター・福島県水田農業産地づくり対策等推進会議

（福島市飯坂町平野字三枚長1-1 024-554-3072 Fax 024-554-6022）

<http://www.ja-fc.or.jp/tyuou/onchu/index.html>

だけ周知されたか)

イ 意向確認度・加入準備到達度(どれだけの者が加入意向を持っているか?また、どれだけの者が要件を満たしたか)について進捗状況を把握し、情報を共有化。地方農政局でもこれを毎月確認。

(3) 推進ノウハウ等の情報共有化

「品目横断的経営安定対策のポイント」

<品目横断的経営安定対策等 Q&A コーナー>

【経営規模】

Q1 表作と裏作で耕作者が異なる場合において、それぞれの経営規模面積にカウントできるのか。

A1 二毛作が行われている農地の取扱いについては、表作と裏作が同じ経営主体によって行われている場合には、ダブルカウントはできません。しかし、表作と裏作が別の経営主体によって行われている場合には、それぞれの経営規模にカウントすることができることとしています。

【対象者要件】

Q2 本対策の対象者と生産調整との関係はどうなっているのか。

A2 本対策の対象者は、認定農業者または特定農業団体を基本とすることとしており、これらの認定基準等から、生産調整を実施していることが実質的な要件となります。集荷円滑化対策への加入は、品目横断的経営安定対策の要件にはなっていません。

Q3 認定農業者が農業経営改善計画の目標所得を達成できなかった場合、また、特定農業団体等が目標(利用集積目標、農業所得目標、法人化計画)を達成できなかった場合、ペナルティや交付金返還はあるのか。

A3 認定農業者や特定農業団体等の各種の目標、計画については、先ずその達成に向けて、とるべき措置がとられ、努力されることが必要です。

しかし、その努力を怠り、市町村等の指導を受けても改善が見られないときは、認定等が取り消され、以降の支援が受けられなくなる場合もあります。

【組織要件】

Q4 対象となる組織の経理の一元化は、減価償却費や肥料費を個々の農家が負担することでもよいか。

A4 集落で営農が行われている実態があれば、必ず何らかの形で支出されることが想定されるので、支出については特段の定めを行う必要はないと考えていますが、共同で営農を行う実態が存在せず、形式的に組織名義の口座のみを設け、収入を個人に100%分配するようなものは認められません。

Q5 大規模認定農業者や農業生産法人等が競合する地域においては、農用地の利用集積目標を設定するための地域の捉え方はどうしたらよいか。

A5 基本的には、農用地利用改善事業の区域、すなわち、地縁的なまとまりのある範囲(集落など)で捉えることが原則です。ただし、他の大規模認定農業者等との競合により一つの集落を単位とした区域を実施区域とすることが困難な場合は農用地の効率的かつ総合的な利用に支障がない限り、集落の一部を除外することができることとしています。

【生産条件格差是正対策関係】

Q6 「過去の生産実績に基づく支払」について、現行対策の支援を受けずに作付け

していた面積の扱いはどうなるのか。

A6 「過去の生産実績に基づく支払」は、現行の再生産確保等を目的とした品目別の経営安定のための対策（価格対策）による支援対象数量に応じて行うこととしています。したがって、その生産の目的から現行政策支援の対象となっていない

例えば、自給的利用を目的とする大豆などは、過去の生産実績の対象とはなりません。

なお、「毎年の生産量・品質に基づく支払」については、19年産からの作付け分についても、安定供給の確保や品質向上等の制度目的に応じた支払要件を満たした場合には、交付の対象となります。

#### 【収入変動影響緩和対策関係】

Q7 「収入変動影響緩和対策による支払」と現行の共済制度との関係はどうなるのか。

A7 両制度の補てんが重複することがないように関係を整理することとしています。

具体的には、災害による減収に対しては、共済制度の加入・未加入を問わず、共済制度による補てんがあったものとして、本対策の補てん単価の算出段階で共済制度の補てん分を控除する方向で検討しています。

### <今後のJA福島としての取組み>

担い手づくりの陣構え（12月）

- ・ 品目横断的経営安定対策の周知徹底
- ・ 集落座談会（集落の明日を考える会等）
- ・ 集落ビジョンの提示

担い手づくり冬の陣（1月～5月）

- ・ 集落ビジョンの原案についての徹底した話し合い
- ・ 担い手の位置付けの合意形成
- ・ 集落営農の組織化・法人化の合意形成
- ・ 担い手への農地・農作業集積方針の合意形成

担い手づくり夏の陣（6月～8月）

- ・ 集落の合意に基づき認定された担い手、集落営農組織に対して農地・農作業の集積を実施
- ・ 新たな経営所得対策への加入手続きの実施

JAとしての農用地保有合理化法人の立上げ。集落営農や認定農業者育成等担い手を中心とした水田の農作業受託た貸借を進める上でどうしても必要になります。現在の取組み予定JAはJA会津みどり・JA東西しらかわ・JAそうま・JAいいでの4JAが拡大を計画中、新規に8JAが資格取得を計画している。

集落営農の要件として経理の一元化が避けられないことから、JAが密になって取組むことも必要です。そのため「新JA情報マネージメントシステム」による経営管理の支援を実施します。（平成18年1月から稼働）